

別紙様式 1

学 則

事業者番号	3	名 称	株式会社 ニチイ学館	
所 在 地	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地			
連絡先・ 相談窓口	所 属	松江支店	職 氏 名	教育・人材課セクションマネージャー 陰山 るり子
	電話番号	0852-27-9200	FAX 番号	0852-55-4433
	メー ル	hc734j@nichiigakkan.co.jp	HPアドレス	http://www.nichiigakkan.co.jp

1 研修の内容

① 名 称	介護員養成研修			
②課 程	介護職員初任者研修課程		③講義方法	通信
④実施期間	2025年12月25日 ～ 2026年3月23日			
	日 程	12月開講 月・木曜日クラス		
⑤カリキュラム 及び講師	別添日程表のとおり			
⑥使用テキスト	名 称・ 発行会社	介護職員初任者研修テキスト1～5巻 (ニチイ学館オリジナルテキスト)		
⑦実施場所	講義施設	米子教室	所在地	米子市加茂町 2-113 加茂町ビル 1F
	演習施設	米子教室	所在地	米子市加茂町 2-113 加茂町ビル 1F
	実習施設	別添実習施設一覧のとおり		
⑧受 講 料	金 88,000 円 (テキスト代 16,460 円、実習費 円、消費税含む。)			
	支払方法	申込内容を確認後受講料等支払いのための書類を受講申込者宛てに 送付。受講申込者は受講料等支払いのための書類到着後、指定の期日 までに受講料等を納入。支払方法は①現金一括②クレジット一括③ク レジット分割 (3回～24回まで) の3通りより選択。		
	解約条件・ 返金の有無	教材到着8日以内をクーリングオフ期間とし全額を返金。受講開始日 以降であれば、原則、受講料を全額納入とし、返還は行わない。		
⑨定 員	15名			
⑩そ の 他	標準受講期間は4ヶ月、さらに4ヶ月、計8ヶ月以内で修了することを原則とす る。但し、病気などやむをえない場合は受講開始から1年6ヶ月以内での修了と する。			

2 受講資格

①資格要件	受講対象者は介護に従事することを希望する者であり、16歳以上の演習を含む全ての課程を受講・遂行することが可能な者とする。 (ただし、母性保護のため、妊娠している者は除く)
-------	--

3 受講の手続き

①申込方法	当社指定の申込用紙またはWeb の申込フォームに必要事項を記入・入力し、郵送・Web 手続きにより申し込む。但し、定員に達した場合は受付終了とする。	
②申 込 先	ニチイ学館松江支店	
③受講決定	受講料納入確認後、教材を受講申込者に発送する。これをもって受講申込手続き完了とする。	
④科目免除	免除の有無	有 ・ 無
	免 除 科 目	① ・ 9 ところとからだのしくみと生活援助技術の内の実習時間 9 時間
	対 象 者	① については 1 年以上の実務経験者
	申 込 方 法	研修開始日までに受講希望者から介護業務実務経験証明書を提出させる。

4 受講上の注意事項

①遅刻・早退・欠席の取扱い	遅 刻	10 分以上遅刻した場合は欠席とする。
	早 退	10 分以上早退した場合は欠席とする。
	欠 席	やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に届け出ることとする。事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は研修期間内での補講（振替受講）をうけることにより当該科目を出席したものとみなす。
②補講の実施	実施の有無	有 ・ 無
	可能な科目	科目 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、修了試験
	上 限	特に定めない
	方 法	研修事業者自らが別に開講する研修において、当該科目を含む同一の講義・演習を再受講させる。
	費 用	1 回につき 3,148 円（税込）
	注 意 事 項	実技確認不合格者についての費用は 2 回目以降を有料とする。（1 回につき 3,148 円） 修了試験についての費用は初回から有料とする。（1 回につき 3,148 円）
③修了の取扱い	修 了 評 価	カリキュラムにおいて、すべての添削課題の合格ラインへの到達（70 点以上）、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テスト（実技チェック試験・一問一答式筆記試験）の合格、修了試験（5 肢択一方式・正誤方式・選択方式）の合格、および受講料等が完納されている者を修了者と認める。 研修修了の認定に係る評価は、以下の方法により行う。 （1）講義については、科目ごとの筆記試験を行い評価する。 （2）演習については、講師による学習理解度の評価を行う。 （3）実習については、実習指導者が実習日誌により理解度を確認する。
	修 了 期 限	2027 年 6 月 24 日までに修了すること。
	修 了 認 定	修了を認定した者には、修了証書を交付する。

④受講の取消し	次の①から⑤に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。 ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 ② 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者 ③ 他の受講者の学習を著しく妨げる者 ④ その他、事業者が不適当のみなした者 なお、受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。
⑤受講中の事故等の対応	研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。 苦情対応部署：介護事業部門 お客様相談課 電話：03-5834-5100
⑥個人情報の取扱い	当該研修における個人情報については厳正に管理をおこなう。 (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (2) 受講者については、講義・実習先などで知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないよう受講者から誓約書の提出を求める。

附則

この学則は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 30 年 9 月 4 日から施行する。

附則

この学則は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は令和 4 年 6 月 27 日から施行する。